



報道機関 各位

記者発表資料

令和3年7月1日（木）

問い合わせ先：都市経営戦略部

副参事：大熊

担当：高橋、島村、松尾

電話：829-1035

内線：2139

さいたま市民憲章を制定しました

市制施行20周年を機に、さいたま市民の皆様の郷土への思いや、市民としての誇りなどが込められたさいたま市民憲章を令和3年7月1日に制定しました。

1 憲章全文

さいたま市民憲章

おおらかな荒川の流れと、見沼たんぼが豊かに広がる武蔵野のみどりにいだかれたさいたま市は、街道や鉄道のかなめとしてにぎわい、歴史をかさねてきました。先人たちはここに集い、学び、祈り、美しさと深い味わいをたたえた独自の文化を育て、教育やスポーツのさかんな風土を培ってきました。このまちを誇りとし、ともに時をかさねる私たちさいたま市民は、だれもが自分らしく生きてゆける社会を築きたいと願い、このまちを未来につなぐ確かな道しるべとして、ここにさいたま市民憲章を刻みます。

私たちは、

まちの歴史や伝統を受け継ぎ豊かにはぐくんで、明日の世代に伝えます。

小さいのちの大きな未来を信じて、子どもをみんなで支えてゆきます。

みずから学び言葉をみがき、新たな挑戦を志し、自分を耕しつづけます。

深く思いやり、広く理解し手を取りあって、ちがいを力にしてゆきます。

空も水も、草木も花も里山も、ともにある美しい都市を創ってゆきます。

市制施行20周年記念

令和3年7月1日制定

2 市長コメント

さいたま市制20周年を迎えた節目の年に、さいたま市民憲章の制定がされたことをたいへん喜ばしく思います。

制定に至る過程において、ご意見をお寄せいただきましたあらゆる世代の市民の皆様、慎重なる御審議をいただいたさいたま市市民憲章審議会委員各位、力強いご支援を賜りました議員各位に対しまして、心から感謝を申し上げます。

さいたま市民憲章が、さいたま市民の一体感の象徴として、これから先の未来、市民の心のよりどころとなり、世代を超えて読み継がれるよう、市民の皆様と力を合わせてこの憲章を広めてまいりたいと存じます。

3 さいたま市議会本会議場での制定報告の様子

